主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

本件再審請求の事由は、末尾に添附した再審申立書記載のとおりである。

上告を棄却した確定決定に對しては、刑訴法上再審の請求は許されていないのであるから、本件再審請求は不適法として棄却すべきものである。よつて刑訴法四四 六条に従い主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員の一致した意見である。

昭和二九年二月一九日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
郎	 唯	村	谷	裁判官